

「横浜市いじめ防止基本方針」の改定原案について 市民の皆様のご意見を募集します

横浜市は、平成 25 年 12 月に、「いじめ防止対策推進法」第 12 条に則り、「横浜市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の取組を全市で進めてきました。

このたび、「横浜市いじめ防止基本方針」を改定するにあたり、市民の皆様のご意見を募集します。

1 意見募集期間

平成 29 年 6 月 12 日（月）から平成 29 年 7 月 28 日（金）まで

2 意見の提出方法

(1) 電子メール (2) 郵送（消印有効とさせていただきます。） (3) FAX

※「意見提出用紙（Word 形式）」をご用意しておりますので、ご利用ください。

3 資料の閲覧方法

ホームページ（<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/bunya16000.html>）に掲載するほか、各区役所広報相談係、市民情報センター、教育委員会事務局人権教育・児童生徒課でご覧になれます。

4 実施結果の公表

ご意見の概要とそれに対する考え方等は、後日ホームページで公表します。

5 策定スケジュール

市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、平成 29 年 9 月末に確定・公表を行う予定です。

6 お問い合わせ先

横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL: 045-671-3250 FAX: 045-671-1215 電子メール: ky-kaitei-iken@city.yokohama.jp

1 「横浜市いじめ防止基本方針」改定の主な内容

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- ◆ いじめの定義について、わかりやすく記します。

第2章 いじめ防止等のために横浜市が実施する施策

- ◆ いじめ対応に専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等）を積極的に活用します。
- ◆ 教育委員会及び学校におけるいじめ防止の取組を検証し、見直しを行います。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- ◆ 学校は「学校いじめ防止対策委員会」を定期的開催し、対応方針を決定します。「学校いじめ防止対策委員会」は、児童部会等の組織と兼ねない組織として全校に設置します。
- ◆ いじめの解消は、「目安として少なくとも3か月いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の、少なくとも2つの要件が満たされる必要があります。
- ◆ 障害のある子供、外国につながる子供、性的少数者、被災や原発事故による避難など、特に配慮が必要な児童生徒への支援、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行います。

第4章 重大事態への対処

- ◆ 重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有します。

2 「横浜市いじめ防止基本方針」改定の考え方

- (1) 「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書（平成29年3月31日）」にある「再発防止策のポイント」（P2～3）を中心に、再発防止策を反映します。
- (2) 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成29年3月14日）の内容を反映します。
- (3) 「横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）」に対する市民意見募集を実施します。
- (4) 方針の基本的な内容がより明確になるよう、記載項目・内容を整理します。